



基勞補発第1119001号
平成14年11月19日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

労災診療費算定基準の一部改正の運用に当たっての事務処理について

労災診療費算定基準の一部改正については、平成14年11月19日付け基発第1119004号をもって通知されたところであるが、具体的実施に当たっては、下記に留意のうえ、事務処理に遺漏なきを期されたい。なお、本改正は、平成15年4月1日（以下「適用日」という。）以降の診療に係るものから適用することとされたので、下記1による指定医療機関の設立形態の確認、該当医療機関への周知等を行い、適用日以降の事務処理が円滑に行われるよう配慮されたい。

また、事務処理に際しては、必要に応じ、(財)労災保険情報センター地方事務所の協力を求め効率的実施が図られるよう配慮されたい。

記

1 改正の主旨

昭和51年1月31日付け基発第72号通達（最終改正平成14年4月10日、以下「72号通達」という。）別紙1の非課税医療機関は、法人税法（昭和40年法律第34号）第7条等に定める納税義務者以外の医療機関と一致するもので、72号通達別紙1の1の法人等が開設する医療機関はその設立の形態が該当する限りは非課税医療機関とされるのに対し、同別紙1の2の医療機関のうち公益法人等が開設するものについては、前年度における生活困窮者等に対する診療実績が別途財務省令等で定める一定率を上回る等の要件に該当し、厚生労働大臣の証明（地方厚生局長へ事務委任）を得た場合等に非課税医療機関となるものである。

このように72号通達別紙1の2の医療機関のうち公益法人等が開設するものにつ

いては、事業年度の実績をもって翌年度の確定申告時に非課税医療機関に該当するか否かが判断されることから、労災診療費の請求または支払時においては、未だ非課税であるか否かの判断ができないのが一般的である。

従来、72号通達別紙1の2においては、「上記1以外の公共法人、公益法人等が開設する医療機関で国税局等に照会の結果非課税医療機関と認められている医療機関」とし、診療費支払時に国税局等に照会を行うことにより非課税であるか否かを確認することとしていたところであるが、上記の事情により公益法人等が開設する医療機関については国税局等に照会を行っても非課税であるか否かの確認が得られない実態にあることから、診療月の属する会計年度の前々年度（事業年度が会計年度と異なるときは診療月の属する会計年度当初において既に確定申告を行った直近の事業年度）の医療保健業が非課税医療機関に該当するとされた場合に当該年度の診療にかかる労災診療費を労災診療単価11円50銭で支払うこととしたものである。

2 事務処理上の留意点

(1) 指定医療機関の設立の形態の確認

イ 非課税医療機関に該当するか否かを判断するためには、72号通達別紙1の1または同別紙1の2のいずれの場合も、指定医療機関の設立形態の把握が前提となるものであるので、同別紙1に掲げるいずれの形態に該当する医療機関であるかを確認すること。

形態の確認に当たっては、下表1～3を参照すること。

ロ 72号通達別紙1の1の「農業協同組合連合会（所得税法及び法人税法の規定に基づく財務省告示により指定するもの。）」に定める財務省告示は参考1のとおりであること。

ハ 設立形態に変更があったときは、指定医療機関の開設者は、労災保険指定医療機関療養担当規程第22に基づき変更した旨を都道府県労働局長に届け出ることとされているので、周知の徹底を図ること。

(2) 72号通達別紙1の2に掲げる公益法人等の開設する医療機関の取扱い

イ 72号通達別紙1の2に該当する公益法人等の開設する医療機関の形態としては、下表2の「医師会、歯科医師会」、「看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第1項による指定を受けた公益法人」、「宗教法人」及び「上記以外の公益法人」があるが、これらの法人等が、診療月の属する会計年度の前々年度の医療保健業について非課税医療機関に該当するとして確定申告を行ったか否かについては、別途、(財)労災保険情報センターに調査確認を依頼することとしたこと。

(財)労災保険情報センターが行う調査確認は次により行うこと。

(イ) 各都道府県労働局は、下表2の「医師会、歯科医師会」、「看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第1項による指定を受けた公益法人」、「宗教法人」及び「上記以外の公益法人」に該当する医療機関名簿を様式1により提出し、(財)労災保険情報センター地方事務所は、前年度の1～

3月中旬の間において、当該名簿に記載された医療機関に対し様式2により照会し、様式3による回答書を収集する。

(ロ) (財) 労災保険情報センター地方事務所は、様式3の回答書に基づき様式1に課税・非課税の別を記載したうえで、3月末日までに各都道府県労働局に送付する。

ロ 各都道府県労働局は、労災診療費の適正払いに資するため、上記イ(ロ)により72号通達別紙1の2に該当するとして(財) 労災保険情報センター地方事務所から報告のあった非課税医療機関及び上記(1)の72号通達別紙1の1に該当する医療機関を記載した非課税医療機関名簿を毎年度作成すること。なお、同名簿を毎年度(財) 労災保険情報センター地方事務所に提供し、労災診療単価に係る審査を的確に行うこと。

(3) 上記事務処理の概念図は、参考2として添付したフロー図のとおりであること。

表1 設立形態を確認することにより非課税医療機関であることが判断できるもの

形 態	根拠条文
国（厚生労働省、文部科学省等）	—
地方公共団体（都道府県、市町村）	法別表1の 公共法人
労働福祉事業団	
厚生年金事業振興団（厚生団）	令5条29号チ
国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会	令5条29号ニ
健康保険組合及び健康保険組合連合会	令5条29号ニ
日本赤十字社	令5条29号イ
社会福祉法人	令5条29号ロ
私立学校法による学校法人	令5条29号ハ
国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会	令5条29号ホ
地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会	令5条29号ヘ
日本私立学校振興・共済事業団	令5条29号ト
(社)全国社会保険協会連合会、(財)都道府県社会保険協会	令5条29号チ
船員保険会	令5条29号チ
農業協同組合連合会（所得税法及び法人税法の規定に基づく財務省告示により指定するもの。）	令5条29号ワ
結核予防会	令5条29号リ
公益法人の運営するハンセン病療養所（神山復生病院）	令5条29号ヌ
学術の研究を行う公益法人に付随するもの	令5条29号ル

表2 前年度の医療保健業の課税・非課税の別を医療機関に照会し判断するもの

形 態	根拠条文	判断要件
医師会、歯科医師会	令5条29号ヲ	則5条により国税当局が判断
看護師等の人材確保の促進に関する法律14条1項による指定を受けた公益法人	令5条29号カ	訪問看護の研修に付随して行う医療保健業 則6条に基づき地方厚生局が証明書を交付したもの
宗教法人	令5条29号ヨ	
上記以外の公益法人	令5条29号ヨ	

表3 課税医療機関であることが明らかなもの

形 態	根拠条文
医療法人	法4条第1項
事業場（事業場付属病院、診療所）	
個人	

※ 法：法人税法 令：法人税法施行令 則：法人税法施行規則

(様式1)

平成 年度 課税状況確認医療機関名簿

[illegible]

日頃より労災医療の実施につきましては多大のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労災診療費算定基準におきましては、労災診療単価は非課税医療機関にあっては11円50銭、その他の医療機関にあっては12円とされているところです。

ところで、貴病院（診療所）が、非課税医療機関として医療保健業収益について法人税等の納税義務を負わない場合に該当するためには、法人税法施行令第5条の規定に基づき、事業年度における生活保護法対象者・生活困窮者等に対する診療実績等が財務省令等に定める一定率を上回り、更に地方厚生局長の証明を得るなどの要件を満たす必要等があります。要件を満たすか否かは、事業年度の実績をもとに翌年度の確定申告時に判断されることとなりますので、労災診療費の請求または支払時においては、未だ非課税、課税の別が判断できないのが一般的です。

こうしたことから、これらの混乱を解消するため、労災診療費算定基準においては、貴病院（診療所）の判明し得る範囲で直近の医療保健業に係る課税・非課税の別を申告いただき、これにより本年4月診療分以降の労災診療単価を定めることとされております。

つきましては、大変お忙しいところ恐縮ですが、別紙の申し出書に貴病院（診療所）の課税・非課税の別を記入の上、____年____月____日までに提出下さいますようお願いいたします。

なお、申し出いただいた事項が事実と相違することが判明した場合は、別途、相違したことを原因として発生した労災診療費を回収させていただくことはもとより、場合によっては指定医療機関の取消が行われる場合もありますので、念のため申し添えます。

公益法人等指定医療機関
責 任 者 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 労 働 局 長
(財)労災保険情報センター ____ 事務所長

(様式3)

年 月 日

____労働局長 殿
((財)労災保険情報センター____事務所長経由)

医 療 機 関 名
責任者氏名 印

____年度分の医療保健業収益の課税・非課税の別について

____年度分の医療保健業収益については、
※
____課税・非課税____の取扱いを行
っておりますのでお知らせします。

※ 課税・非課税のいずれかを○で囲む。

(参考1)

昭和60年1月31日大蔵省告示第11号(「所得税法及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税法を課さない法人を指定」、最終改正平13.3.30財務省告示第82号)(抄)

法 人 名	法 人 名
北海道厚生農業協同組合連合会	岐阜県厚生農業協同組合連合会
岩手県厚生農業協同組合連合会	静岡県厚生農業協同組合連合会
秋田県厚生農業協同組合連合会	愛知県厚生農業協同組合連合会
福島県厚生農業協同組合連合会	三重県厚生農業協同組合連合会
茨城県厚生農業協同組合連合会	滋賀県厚生農業協同組合連合会
栃木県厚生農業協同組合連合会	兵庫県厚生農業協同組合連合会
上都賀厚生農業協同組合連合会	島根県厚生農業協同組合連合会
佐野厚生農業協同組合連合会	石西厚生農業協同組合連合会
群馬県厚生農業協同組合連合会	岡山県厚生農業協同組合連合会
埼玉県厚生農業協同組合連合会	広島県厚生農業協同組合連合会
千葉県厚生農業協同組合連合会	山口県厚生農業協同組合連合会
東京都厚生農業協同組合連合会	徳島県厚生農業協同組合連合会
神奈川県厚生農業協同組合連合会	香川県厚生農業協同組合連合会
新潟県厚生農業協同組合連合会	愛媛県厚生農業協同組合連合会
富山県厚生農業協同組合連合会	高知県厚生農業協同組合連合会
福井県厚生農業協同組合連合会	熊本県厚生農業協同組合連合会
山梨県厚生農業協同組合連合会	大分県厚生農業協同組合連合会
長野県厚生農業協同組合連合会	鹿児島県厚生農業協同組合連合会

非課税医療機関に対する労災診療費の適正払いの実施

